

社会福祉法人 徳之島福祉会 行動計画

優秀な人材が職場と家庭を両立出来、安心して働ける環境づくりを行うことで、それぞれの能力を十分に発揮できるように、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性における子育て目的の休暇促進を図る

〈対策〉

- 令和5年4月～ 各事業所における対象者の業務の洗い出しを行い、休暇がスムーズにとれる様、体制の検討（業務の見直し、担当）を行う。
- 令和5年5月～ 業務内容の引継ぎ、研修等を実施する。
- 令和5年7月～ 複数の担当者を配置し、業務が滞りなく流れる体制づくり等、休暇を取りやすい環境づくりを行う。
- 令和5年10月～子の看護休暇を子の学校行事等による理由でも取得できるようにする。

目標2：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行うことで育児休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

〈対策〉

- 令和5年4月～ 育児休業取得予定者の業務内容の把握を行う。
休業中の引継ぎがスムーズに行えるような体制を整える。
(業務マニュアルの作成、ソフト使用の把握、ファイル整理等)
- 令和5年4月～ 引継ぎ予定者の研修を実施し、引継ぎを行う。
(専門職も立ち合い、内容を共有する)
- 令和6年3月～ 職場復帰者がスムーズに復帰出来るように復帰後の働き方を含めた問題点等を聞き取り、復帰への不安を解消出来る対策を話し合う。
- 令和6年4月～ 管理職職員へ復帰者の働き方や子の看護休暇制度の利用について周知を図り、復帰しやすい職場環境づくりへの理解を図る。

目標3：事務（専門的）作業を主とする職種において在宅勤務等場所にとらわれない働き方の導入

〈対策〉

- 令和5年4月～ 制度導入事例等を検討する。
- 令和6年1月～ 自社にあった制度を構築する。
- 令和6年3月～ 試験的に制度を実施する。
- 令和6年4月～ 制度を導入し周知する。